

# 離婚届

令和〇年〇月〇日届出

札幌市〇〇区 長殿

受理 令和 年 月 日	発送 令和 年 月 日					
第 号						
送付 令和 年 月 日	長印					
第 号						
書類調査	戸籍記載	記載調査	調査票	附票	住民票	通知

字訂正 字加入 字削除	届出印
札幌	札幌

(1) 氏名	夫 さっぽろ たろう 氏名 札幌 太郎	妻 さっぽろ はなこ 氏名 札幌 花子
生年月日	平成 4 年 8 月 25 日	平成 6 年 4 月 24 日
住所	札幌市白石区南郷通 1 丁目 南 8 番地 1 号	札幌市北区北 24 条西 6 丁目 1 番地 1 号
本籍	札幌市白石区南郷通 1 丁目南 8 番地 筆頭者の氏名 札幌 太郎	番地 筆頭者の氏名 北海 忠治
父母の氏名 父母との続柄 （他の養父母は その他の欄に 書いてください）	夫の父 札幌 幸雄 母 松子	続柄 長男 妻の父 北海 忠治 母 春子
離婚の種別	<input checked="" type="checkbox"/> 協議離婚 <input type="checkbox"/> 調停 年 月 日成立 <input type="checkbox"/> 審判 年 月 日確定	<input type="checkbox"/> 和解 年 月 日成立 <input type="checkbox"/> 請求の認諾 年 月 日認諾 <input type="checkbox"/> 判決 年 月 日確定
婚姻前の氏に もどる者の本籍	<input checked="" type="checkbox"/> 夫 は <input checked="" type="checkbox"/> もとの戸籍にもどる <input type="checkbox"/> 妻 <input type="checkbox"/> 新しい戸籍をつくる 札幌市北区北 24 条西 6 丁目 1 番地 筆頭者の氏名 北海 忠治	
未成年の子の 氏名	夫が親権 を行う子	妻が親権 を行う子
同居の期間	平成 25 年 12 月から （同居を始めたとき）	平成 27 年 3 月まで （別居したとき）
別居する前の 住所	札幌市白石区南郷通 1 丁目南 8 番地 1 号	
別居する前の 世帯のおもな 仕事と	<input type="checkbox"/> 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 <input type="checkbox"/> 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 <input type="checkbox"/> 3. 企業・個人商店等（官公庁は除く）の常用勤労者世帯で勤め先の従業員数が 1 人から 99 人までの世帯（日々または 1 年未満の契約の雇用者は 5） <input type="checkbox"/> 4. 3 にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の従業員の世帯（日々または 1 年未満の契約の雇用者は 5） <input checked="" type="checkbox"/> 5. 1 から 4 にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 <input type="checkbox"/> 6. 仕事をしている者のいない世帯	
夫妻の職業	（国勢調査の年・・・年・・・の 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までに届出をするときだけ書いてください） 夫の職業 妻の職業	
その他		
届出人 署名押印	夫 札幌 太郎 札幌	妻 札幌 花子 札幌

婚姻中の氏で署名  
押印してください。

住定年月日	夫 . .	妻 . .
-------	-------	-------

## 記入の注意

鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。  
筆頭者の氏名欄には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。  
札幌市内の区役所に届け出る場合、届書は 1 通で結構です。（その他のところに届け出る場合は、直接、提出先にお確かめください。）  
この届書を本籍地でない市区町村役場に提出するときは、戸籍謄本または戸籍全部事項証明書が必要です。  
そのほかに必要なもの 調停離婚のとき→調停調書の謄本  
審判離婚のとき→審判書の謄本と確定証明書  
和解離婚のとき→和解調書の謄本  
認諾離婚のとき→認諾調書の謄本  
判決離婚のとき→判決書の謄本と確定証明書

## 記載例

証人（協議離婚のときだけ必要です）		
署名	札幌 幸雄 札幌	北海 忠治 北海
生年月日	昭和 45 年 6 月 22 日	平成 2 年 3 月 29 日
住所	札幌市中央区南 3 条西 11 丁目 330 番地 2 号	札幌市北区北 24 条西 6 丁目 1 番地 1 号
本籍	東京都千代田区平河町 1 丁目 4 番地	札幌市北区北 24 条西 6 丁目 1 番地

□には、あてはまるものにのようにしるしをつけてください。

→ 今後も離婚の際に称していた氏を称する場合には、左の欄には何も記載しないでください（この場合にはこの離婚届と同時に別の届書を提出する必要があります。）。

→ 同居を始めたときの年月は、結婚式をあげた年月または同居を始めた年月のうち早いほうを書いてください。

届け出られた事項は、人口動態調査（統計法に基づく基幹統計調査、厚生労働省所管）にも用いられます。

父母が離婚するときは、面会交流や養育費の分担など子の監護に必要な事項についても父母の協議で定めることとされています。この場合には、子の利益を最も優先して考えなければならないこととされています。

・未成年の子がいる場合は、次の□のあてはまるものにしるしをつけてください。

- 面会交流について取決めをしている。
- まだ決めていない。

面会交流：未成年の子と離れて暮らしている親が子と定期的、継続的に、会って話をしたり、一緒に遊んだり、電話や手紙などの方法で交流すること

・経済的に自立していない子（未成年の子に限られません）がいる場合は、次の□のあてはまるものにしるしをつけてください。

- 養育費の分担について取決めをしている。
- まだ決めていない。

養育費：経済的に自立していない子（例えば、アルバイト等による収入があっても該当する場合があります）の衣食住に必要な経費、教育費、医療費など。

詳しくは、各市区町村の窓口において配布している「子どもの養育に関する合意書作成の手引きと Q&A」をご覧ください。法務省ホームページ（[http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07\\_00194.html](http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00194.html)）にも掲載されています。

- 署名は必ず本人が自署してください。
- 印は各自別々の印を押してください。
- 届出人の印を御持参ください。

離婚によって、住所や世帯主が変わる方は、あらたに住所変更届、世帯主変更届の手続きが必要となりますので、ご注意ください。

なお、離婚届と同時にこれらの届を出すときは、住所、世帯主欄は、変更後の住所、世帯主を書いてください。  
就業時間以外（土曜日、日曜日、祝日等）の住民異動届は受付できませんので後日届出願います。

日中連絡のとれるところ
電話（011）〇〇〇-△△△△
自宅勤務先 呼出（方）